

裁判員経験者の意見交換会議事概要

福島地方裁判所

日 時 平成24年4月24日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

場 所 福島地方裁判所会議室（4階）

参加者等

司会者 小 磯 武 男（福島地方裁判所長）
裁判官 加 藤 亮（福島地方裁判所刑事部部総括判事）
検察官 澤 井 真（福島地方検察庁検事）
弁護士 澤 井 功（福島県弁護士会副会長）
裁判員経験者1番 50代 男性
裁判員経験者2番 50代 女性
裁判員経験者3番 70代 男性
裁判員経験者4番 60代 女性
裁判員経験者5番 50代 女性

1 導入・自己紹介

（司会） 本日の司会を務めさせていただきます福島地方裁判所長の小磯と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の意見交換会を開催する趣旨としましては、大きく二つあります。まず1点目として、裁判員を経験された方々から率直な御意見や御感想をうかがい、今後の裁判員裁判の運用の参考とさせていただきたいということです。次に2点目として、これから裁判員裁判に参加される県民の皆様には、直接経験された方々の生の声をお伝えすることにより、不安感や負担感の解消につながる前向きなメッセージになるのではないかということです。

こうした趣旨のもと、本日は、5名の裁判員経験者と検察庁、弁護士会及び裁判所からそれぞれ1名ずつをお招きしております。

5名の裁判員経験者の皆様には、裁判員制度をより良いものとするためにも、率直な御感想、御意見を述べていただければと思います。また、検察官、弁護士、

裁判官も出席しておりますので、皆さんからお尋ねになりたいことがあれば、なんなりと質問してください。

2 裁判員裁判に参加された全般的な感想・印象

(司会) 本日御出席いただいた裁判員経験者の皆様から、お一人ずつ、裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象などを簡単にお話しただければと思います。

まず、1番の方からお願いします。1番の方が参加された事件は、傷害致死事件で被告人は心神耗弱と判断されたケースです。公判期日は2回、期間は3日でした。

(1番) 実質2.5日でしたが、犯罪の成否についての争いはあまり無く、要は、被告人の量刑をどうするのかということでしたが、最終的には、情状酌量の部分も汲みながら、実刑2年3か月という判決となりました。印象に残っているのは、事件の証拠写真ということで写真が証拠として提出されましたが、見慣れないこともあり、あんまり気持ちの良いものではありませんでした。ただ、これも一つの経験だと思い、全体的には良い経験をさせてもらったというのが、率直な感想です。

(司会) 次に、2番の方をお願いしますが、2番の方が参加された事件は、被告人2名の強盗致傷事件で、うち1人が自白、もう1人が暴行の態様を一部否認していました。公判期日は5回、期間は5日でした。

(2番) 私の場合は、若い青年たちが、職もなく、お金に困って、2人で計画した犯罪でした。立場的にどうしても、母親の気持ちになってしまった部分が多く、ちょっと感情が入ってしまい、そのちょっと切ない気持ちが、判決までずっと続いていました。ただ、一つ言えたのは、私が担当した事件は、強盗致傷ではありましたが、幸い重傷の方はいませんでした。もしこれが、亡くなられた方がいたり、障害になってしまったりしていたら私はもっと悩んだと思います。今回、経験してみて、人間の一つの人生に私たちが介入していくのだということで、本当に身につまされる思いでした。そういう、重要な経験をさせていただき、私たち一般の人達が、被告人に、これからはやっではいけないよと訴えることで、次には行ってほしくないっていう気持ちで、参加させていただきました。

(司会) ありがとうございます。次は3番の方をお願いいたしますが、3番の方が参

加されたのは被告人3名の住居侵入・強盗致傷事件で、被害者、関係者、被告人の供述調書が全文朗読されました。公判期日は4回、期間は6日でした。

(3番) 法廷で被告人3名の顔を見させていただきましたが、若かったですね。こういう若い人が、酒の席で、色々と犯行計画を立て、実行に移したわけですが、その過程の中で、1人くらいは、やめようとなぜ言えなかったのかが一番残念に思ったことです。あと、若い人が、なぜこういう犯行に走ってしまうのか、これは、育ってきた環境も関係しているようですが、証人に立ったお母さん方の涙ながらの切実なる訴えも、まだ頭の中に残っています。また、会社関係の社長さんが、刑務所から出てきたらまた使つてやるよと言つてくださり、そういう良い方にも恵まれているのに、何でそういう犯行に及んだのかが、非常に残念でした。

(司会) ありがとうございます。では次に4番の方をお願いしますが、4番の方が参加されたのは、殺人被告事件で、審理の結果、被告人が嘱託殺人罪で有罪となったという事件です。公判期日は4回、期間は4日でした。

(4番) 私の担当した事件は、お母さんが病気のために、ずっと入院していたことで、家の中がめっちゃめっちゃになってしまい、その結果、兄が弟を殺したという事件でした。母親の立場からすれば、本当に辛かったと思いますし、今後、こういうことがないように、本当に兄弟仲良くしてもらいたいと思いました。

(司会) ありがとうございます。続きまして、5番の方が参加されたのは、強姦致傷事件で、暴行脅迫の態様や責任能力の有無などが争点となり、被害者の証人尋問がビデオリンク方式で行われました。公判期日は4回、期間は5日でした。

(5番) 私が担当させていただいたのは今年の2月初めでした。まだ2か月半しか経っていないのに、すごく遠い昔のような気がします。事件は強姦致傷でしたが、裁判に臨む前は、強姦なんていうのはとんでもない、こんなことをした人は即刻出てこれないような刑にすべきとか、会社の人と話したことがありましたが、実際に裁判に当たらせていただき、いろんな事情があったり、すべてのことをひっくり返して考えていくと、一概にそうとばかりも言えないんだなと感じました。担当した5日間は、ずっとそのことばかりというか、家庭のことも考えないくらいに、考えて考え抜きました。評議室の中でも、皆さんの意見を聞かせていただいたり、こちらも話をさせていただいたり、とても貴重な経験をさせていただきました。私の周りで裁判員の話になると、そんなの来たらやらない、絶対やらないって言

う人も確かにいますが、これは経験してみないと分からないことなので、もし選ばれたならば、じっくり考えて、断らずに、臨まれたらいいんじゃないですかっ
て、勧めてみたいと思っています。

3 審理についての感想・意見

(司会) それでは、法廷での審理手続に沿って、御感想や御意見を伺いたいと思います。

審理手続の流れとしては、検察官の起訴状朗読に始まり、被告人と弁護人が事件についての陳述をし、それに引き続いて、証拠調べ手続に入ります。その初めに、検察官と弁護人が順次、冒頭陳述を行います。冒頭陳述は、皆様、御経験されたとおり、その裁判において、証拠によって証明しようとする事実やどういう証拠があるのかということを検察官と弁護人が主張します。その上で、取り調べ、証人尋問へと進みます。そして、検察官の論告、弁護人の弁論、被告人の最終陳述と進み、結審されます。それで、判決ということになります。冒頭陳述、供述調書などの取調べ、証人尋問、被告人質問、論告、弁論と、4段階に分けて、お尋ねしていきたいと思っています。

(1) 冒頭陳述について

(司会) 最初の、冒頭陳述について伺います。検察官、被告人双方の冒頭陳述は、いかがだったでしょうか。分かりやすかった点や、逆に分かりにくかった点についてもお聴かせいただければと思います。

まず、検察官の冒頭陳述は、検察官がどういう主張をしているのか、どんな証拠が出てくるのかが分かりやすいものでしたか。検察官の冒頭陳述についての御意見は何かございますか。

(経験者発言なし)

あるいは被告人からの冒頭陳述でも結構なんですけど、どうですか。

(経験者発言なし)

(裁判官) (資料を示して) 検察官はこういった形の一枚紙で冒頭陳述されたと思うんですけど、どんな御意見でも結構です。

(司会) 5番の方、紙の分量とか、ボリューム、内容的なものも含めて、何か、御意見はございましたか。

- (5番) 非常に分かりやすく、示していただいたと思います。
- (1番) 法廷に出る前に、後ろの部屋で、ある程度事件の内容を文面で見せてもらい、それをある程度頭にたたき込んでから、法廷で書類を見せていただいたので、流れとしてはよく理解できました。
- (司会) これからどういう審理が行われ、どういう証拠が出てくるのかがある程度分かったということですね。
- (1番) はい。

(2) 供述調書などの取調について

- (司会) 続きまして、供述調書などの書証の取調について伺います。法廷では、被害者や共犯者の供述調書、被告人の供述調書などが読み上げられたと思いますが、供述調書の内容は理解しやすかったでしょうか。理解しやすかった点や、逆に理解しにくかった点についてお聴かせいただきたいと思います。この関係では、個別に伺って参ります。

1番の方が参加された傷害致死事件の裁判では、責任能力に関する証拠として、精神鑑定書の抄本が提出されましたが、朗読は行われずに、プレゼンテーション方式ということで、検察官からその内容が説明されました。アンケートによれば、検察官の説明を分かりやすいと感じた方が多かったようですが、プレゼンテーションだけで理解できたということでしょうか。

- (1番) 私が担当した事件の被告人は、知的障害があるということで、医師の診断を受けたことは分かりました。ただ、その人が身体障害者の何級とか、どのくらいのIQだと言われても、そういうことは素人には理解することができず、あくまでそれを証拠として丸呑みするほかないという感じでした。
- (司会) 説明があったと思いますが、専門用語が結構出てきたのですよね。不穏言動とか、強迫観念とか、そういった専門用語は理解しやすかったかどうかという点はいかがでしたか。
- (1番) 裁判長は、私たちに対して、難しいこともかみ砕いて、ある程度は分かりやすくやってくれたと思っています。
- (司会) 次に2番の方が参加された強盗致傷事件は、被告人2名の審理を同時に行うというものでした。被害者や目撃者の供述調書の朗読などで、書証の取調べに20

0分ですね、約3時間半を要しましたが、これは記憶に残りやすいものだったでしょうか。

(2番) 裁判官には、これはどういうことなんですかと聞いたときに、分かりやすく説明してくださいました。専門用語が分からない一般の人でも、こうやって説明してもらえれば理解できるということが分かりました。

(司会) 供述調書の朗読を聞いていて、長いと感ずること、あるいは、同じことを何度も朗読しているという感じはありましたか。

(2番) だいぶまとめてきているなというのは、本当に分かりました。

(司会) 被害者や目撃者の話を、直接法廷で聞いてみたいと思いませんでしたか。

(2番) 私たちは、一般の主婦とか旦那さんなので、きっとまた違う意味で精神的な負荷がかかるのだらうなと思います。

(司会) 3番の方にお伺いしますが、担当された事件においては、被害者の供述調書に加えまして、被告人3人及び犯行協力者2人の供述調書も全文朗読されるなど、書証の取調べに300分、約5時間を要しました。この関係では、重複しているとか、あるいは長いと感じられるようなことがありましたでしょうか。

(3番) 自分なりに真剣に色々な話を聞いて、その話の内容や、ディスプレイの映像に目を通しながら、自分でいかに理解するか、ただ、理解すると言っても、専門的なことは理解できないので、重要なポイントを理解するようにしたり、後で評議の参考にするためにメモを取ったりしながら、集中的に、進んでいく中身を追いかけるのに精一杯でした。そうしたこともあり、長いと感じるよりは、自分なりに聞いたことをいかに理解するかの方が大切だったと思っています。

(司会) そうすると、集中力が切れるとか、疲労感が残ったとか、あったかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

(3番) 裁判官から、非常にポイントポイントを押さえて話をしてもらった上に、リラックスモードで進めていただいたことで、疲れとかそういうことはほとんどありませんでした。

(司会) ありがとうございます。3番の方が参加された事件では被害者の供述調書も朗読されましたが、被害者から直接話を聴きたいということはありませんでしたか。

(3番) 被害者の方からの直接の話は聞いてないです。

(司会) そうですね。だいたい供述調書で述べられたことで、実態というか、事件の内

容というのは分かったということですか。

(3番) はい、そうです。

(司会) 4番の方にお伺いしますが、4番の方が参加された殺人事件では、犯行状況そのものについては、被告人質問だけが行われ、被告人の供述調書の取調べは行われませんでした。この供述調書の朗読も必要だったと感じましたか。

(4番) そう思います。お話を聞いていても、よく聞き取れないところがいっぱいあったので。

(司会) 分かりました。それから、被害者の写真が何枚か出されたと思うんですが、この点は、事実認定の参考になりましたか。

(4番) あの写真は、きちっと分かりやすく写されていきましたので、参考になりました。

(司会) 5番の方いかがでしょうか。供述調書の朗読に関して、分かりやすかったですでしょうか。

(5番) きちんとまとめていただきましたので、分かりやすかったと思っています。

(司会) 全文朗読が原則行われていると思いますが、もっと絞った要旨を述べてもらう方がよいかについてはいかがでしょうか。

(5番) あまりにも長いと、ちょっと集中力が欠けてしまうかもしれませんが、適度な長さだったと思います。あまりカットされても、そこをもっと知りたいというのがありますので。

(司会) それでは、冒頭陳述あるいは供述調書などの取調べに関して、検察官、弁護人、裁判官から何かコメント、あるいは御意見はございますでしょうか。

(弁護人) コメントというよりは、ちょっとお聞きしたい点として、弁護人側の冒頭陳述、最初のプレゼンテーションがあったかと思いますが、その分かりやすさについて何か印象はございますでしょうか。

(経験者発言なし)

(裁判官) 思い出してもらうためにちょっと発言しますと、決してだらだらと長くやっているという感じではなかったと思いますが、いかがでしたか。検察官はプレゼンテーションソフトを使ったりしていたと思いますが、弁護人は使ったり使わなかったりということで、思い出すこともおありかと思いますが、いかがでしょうか。

(1番) 検察側の論告求刑や、弁護側の少しでも軽くしようという文面などがありましたが、別に難しいとか長いとかそういうことは感じませんでした。お互い文面上

は分かりやすく書いてあったなどの理解です。

(司会) 3番, 4番, 5番の方は何かございますでしょうか。

(弁護人) プレゼンテーションソフトを使ってやった例や, モニターを使わずに, 文書を紙に分かりやすく書いたものだけでやった例の両方があったかと思いますが, 例えば, 検察官と同じように, モニターを使ってやってくれたら分かりやすいのになとか, あるいは, モニターを使ったとしても, 検察官と比べると出来が今一つなので, もう少し工夫した方が良いのになとか思った点があれば教えていただきたいと思います。

(2番) 私が担当した事件の場合は, モニターと文面を, 一緒に見ながら読んだと記憶しています。弁護側としてみれば, 必死にこの子たちの刑を少なくしたいんだ, こういう状況なんだっていうことを, 文面とモニターでもって私たちに訴えているのは分かりました。

(3) 証人尋問や被告人質問について

(司会) 次に, 証人尋問や被告人質問についてお伺いします。被告人質問では, 被告人本人の話を法廷でお聴きになり, また, 参加された事件によっては, 証人尋問で共犯者や被告人の家族の証言などもお聴きになったと思いますが, 法廷でお聴きになった被告人質問や証人尋問は理解しやすかったですでしょうか。理解しやすかった点や, 逆に理解しにくかった点などについてお聴かせいただきたいと思います。2番の方にお伺いしますが, 証人や被告人の取調べで400分, 7時間弱近くかかりましたが, 供述調書の朗読の場合と比べて, 理解のしやすさ, 集中力の持続, 疲労感の点でいかがでしたか。

(2番) 裁判員の方は, 結構それぞれ思いをお持ちだったので, 証人尋問に当たり, 控室で話し合う時間を取っていただきました。裁判員の気持ちをまとめてもらうためには, その時間があって良かったのかなと思います。

(司会) 3番の方に伺いますが, 3番の方が担当された事件では, 証人や被告人から合計300分, 5時間の話を伺っています。これは, 供述調書の朗読の場合と比べて, 理解のしやすさの点ではいかがでしたでしょうか。

(3番) 話の内容は, 大体は自分なりに理解はしました。要所要所のポイントを, いただいた資料等にメモをとりながら, 話を聞いていたので, あまり長いという感じ

はしませんでした。

(司会) 4番の方に伺います。解剖医に対する尋問で、専門的な話もあったと思いますが、分かりにくいと感じた点はありませんか。または、こういうふうになればもっと分かりやすい尋問になるのになと感じられた点はありませんか。

(4番) 難しい言葉はちゃんとメモしておきました。そこに書いたことは、説明を受けたので、その時は分かりました。

(司会) 5番の方に伺いますが、担当された事件では、被害者の尋問がビデオリンク方式で行われたと思いますが、普通の証人尋問と比べて特に分かりにくいということはありませんでしたか。

(5番) 分かりにくいところはありませんでした。本人もはっきりと話してくださっていましたし、同じ部屋で話されているよりも、むしろ近くに感じられて、話を聞くことができました。

(司会) それから、医師に対する尋問については、これもかなり専門的なお話だったかと思いますが、特に分かりにくい点とかありませんでしたか。

(5番) それはなかったです。難しい病気とか、そういうことではなかったもので、私なりに理解できたと思います。

(司会) 皆さんにお伺いしますが、裁判員の皆さんに補充質問をしていただく前に、質問の要否、質問内容を考えていただくため、10分ないし15分間の休廷を入れたと思いますが、これはいかがでしたでしょうか。

(1番) 休憩の時に質問のある人ということで、評議室でこういう内容で聞いてもいいですかというようなことを裁判長に言いまして、その質問をしてくださいということで、緊張しながらも、被告人を目の前にして質問しました。

(5番) こういうことを聞いてみたいなのということを、迷わずに聞けるような雰囲気の評議室で作ってくださったので、聞きたいことを聞いて納得できました。

(司会) 検察官、弁護人の方で御意見あるいはコメントありますか。

(検察官、弁護人) ありません。

(4) 論告・弁論について

(司会) 論告・弁論の際に配られる検察官の論告メモや弁護人の弁論要旨などの内容は分かりやすかったですでしょうか。逆に分かりにくかった点などについて、お聴かせい

ただきたいと思います。2番の方に伺いますが、この事件では、検察官が、被告人2人の反省の態度に違いが見られるとして論告や求刑を行いました。その違いに関する説明は分かりやすかったでしょうか。

(2番) 分かりました。私も、反省していること、ちょっと隠していることで質問しましたが、反省してなかった子については、やっぱり裏切られちゃったなというところが見えたので、ちょっとがっかりしました。私が質問したことに対して、「やっています。」と言われたのが、本当は違っていたので、すごくショックを受けた覚えがあります。

(司会) 弁護人の弁論で、1人の弁護人が、証言台の前で裁判員の方を向きながらかなりの時間をかけて弁論を行いました。弁護人席で弁論を行うのと比べ、分かりやすさ、アピールの点で違いを感じましたか。

(2番) 確かにイメージは違うと思います。ただ、私たちにとっては、逆に冷静な判断を鈍らせてしまう、感情に持っていかれてしまうという気持ちになりました。そこを自制しながら聞きました。

(司会) 3番の方に伺います。検察官が被告人3名に対して同じ求刑をしましたが、判決では刑に差が出ました。検察官が論告で指摘した「刑を決める上でポイントとなる事実」と求刑との関係、つまり、どうしてそのような求刑になるのかを理解することはできましたか。

(3番) 検察官の求刑は、やはり計画的な犯行で、包丁を突きつけたとか、被害者を殴ったとか、被害者を縛って抵抗できないようにしたとか、現金と大麻を奪おうとするのが目的で犯行に及んだということで、結果的には、悪質で計画的なものなので、求刑としては、そんなに軽くはできないということだったと思います。私たちもそうした検察官の言い分は理解しました。

(司会) 4番の方に伺います。その時の裁判員のアンケートによりますと、弁護人の法廷での説明が「分かりやすかった」という方と「分かりにくかった」という方に分かれました。理由として思い当たるところはありますか。

(4番) 検察官と弁護人の言っている言葉が全然違い理解しやすくはなかったです。

(司会) 弁護人の言葉使いという趣旨ですか。

(4番) はい。

(司会) この点に関して、検察官、弁護人の方で何かございますか。

(検察官，弁護士) ありません。

4 評議・判決についての感想・意見

(司会) それでは，評議全般について伺います。評議では，十分に意見交換できたという御感想でしょうか。また，評議においては，裁判官から，法律用語や法律解釈についての説明があったかと思いますが，それは分かりやすかったでしょうか。

1番の方が参加された傷害致死事件の裁判では，冒頭手続から被告人質問までを1日で行い，2日目の午前中に論告，弁論，午後に判決というスケジュールでしたが，十分な議論はできたとお感じでしょうか。

(1番) 2日目はほとんどを評議に費やしました。事件に関しては，弁護側も検察側もそんなに揉めるということにはなかったものですから，あとは量刑をどうするかについてでした。多少意見の食い違いはありましたが，最終的には2年3か月という実刑判決になりました。ハードでしたが，議論はできて，良い結果だったと思います。

(司会) 2番の方にお伺いしますが，午前中に論告，弁論を行った後，午後までの間に量刑についての評議を行い，翌日また続きの評議を行ないましたが，帰宅して1人で考える時間があったことはどうでしたか。

(2番) どれくらいの刑にするかということで，評議の時に皆さんと話し合ったり，自分の意見を言ったりしました。そして，いろんな思いを持ちつつ，家に帰って，弁護人の方の紙を思い出したりとか，被害者のこととか考えて，悩んで，自分がこの人たちの人生を変えてしまうかも知れないという思いがあったので，すごい眠れなかったことは覚えています。それだけ，大切なんだな，重要なんだなってことを，これから裁判員をする方に分かっていただいて，参加していただきたいと思いました。

(司会) 月曜日から金曜日まで連続しての審理，評議でしたが，休日を挟んだ方がよかったでしょうか。

(2番) 私は，パートですが，仕事の関係の皆さんに迷惑を掛けながら来ていたので，なるべく早く終わるように休みは入れてほしくなかったです。この期間で終わってもらいたいという思いはありました。

(司会) 3番の方にお伺いします。3番の方が参加された強盗致傷事件では，検察官の

求刑は被告人3人に共通の懲役5年であったのに、判決では刑期に差が出ました。裁判員としては十分議論ができたという実感でしょうか。

(3番) 皆さんの意見を聞いたり、過去の犯罪の事例を見せていただいたりして、結論としては3年6か月、あとの2人は3年ということでまとまりました。

(司会) 4番の方は、評議についてどういう感想を持たれましたか。

(4番) 地元の殺人事件だったので、少しでも罪が軽くなれば良いなあと心では思っていました。

(司会) 5番の方はいかがですか。評議の時間の取り方、あるいは自分の意見がそこで十分言えたかどうか、充実した評議ができたかどうか、その辺についていかがですか。

(5番) そういう場で意見を述べることは、すごい難しいことだなと思っていましたが、皆さん聞いてくださってなので、十分に自分の話もできたり、皆さんの話を伺うこともできたと思っています。

(裁判官) 4番の方が参加された事件では、「嘱託殺人」という言葉が出ました。5番の方が参加された事件では、「責任能力」という難しい法律用語が出てきました。その辺について裁判官から説明させていただいたと思いますが、御理解いただけましたでしょうか。

(5番) この事件は、「心神耗弱」ということで、ふだん聞き慣れなくて、どの程度のものがそういったものなのかというのは、全然予備知識がありませんでしたが、御説明いただいて、自分なりにこういうことなのかなって理解はできたつもりです。

(判決について)

(司会) 次に判決について伺います。裁判官がまとめた判決書の内容は、評議の結果が十分反映されたものになっていたでしょうか。

(1番) 被告人が納得した上で罪を認めて刑を受けるのか、その辺が一番難しかったですね。

(司会) 被告人に分かってもらえるように評議の結果を判決に表すような形になったのでしょうか。

(1番) 裁判長が論しながら言ったんですが、その最中に被告人が、「1年でだめです

か。」っていう質問をしてきました。ですから、自分のやったことと罪の重さを理解してるのか、これがやはり被告人の精神面なのかなというところで、かみ砕いて話しても本人が理解してくれたかどうかということとは分かりません。

5 裁判員を務める上での負担感など（守秘義務や選任手続についての感想・意見を含めて）

（司会） 裁判員の選任手続のために裁判員候補者として裁判所にお越しいただくに当たって、あるいは、裁判員に選ばれて実際の裁判に参加されて、いろいろ負担に感じられた点などについてもお話しいただきたいと思います。選任手続の進め方や裁判の日程の組み方、審理の進め方などについて、もっと市民の皆様の負担を軽くするために、こういうふうに工夫すべきだと感じられた点はあったでしょうか。例えば、お仕事の都合をつける関係で、選任期日は公判とは別の日にしてもらいたいとか、中1日は空けてもらいたいなどの意見もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

（5番） 選任手続があって、わずか2時間くらいで裁判が始まってしまうわけですね。そうすると、選ばれることはある程度は予測しているとしても、実際選ばれれば結構動揺もしますし、会社に連絡とかいろいろあります。気持ちが追いついていかないことを考えれば、できれば、その日は一度家に帰らせていただき、翌日からとか日を改めていただけると助かるなと感じました。

（司会） 選任手続と公判とを別の期日で経験された方もいらっしゃいますが、いかがですか。

（1番） 私は午後から選任手続で、翌日と翌々日の2日間が公判でした。気分的には気持ちの切り替えができました。

（司会） 3番の方は合計6日間関与していただけていますが、休みの日がなしで公判を続けるというのはどうですか。

（3番） 私の場合は、選任手続を午前中にやって、午後から公判でした。あと、一日は午後から半日だけで終わりました。あと、間に土日が入ったので、あまり負担だったということはありませんでした。

（司会） 守秘義務との関係で、周りの人にどこまで話をしていいのか、迷われたりした方はいらっしゃいますでしょうか。

(1 番) 守秘義務に関しては、思った以上に、そこまで言ってもいいんだということ
で軽くなりましたね。

(3 番) 私の場合は、家族以外の者には一切話をしていません。

6 これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会) お一人ずつこれから裁判員になられる方へのメッセージをお伝えいただきたい
と思います。

(1 番) 何事も経験だと思えますから、選ばれたら有り難くお受けして、前向きな気持
ちでやればいいと思えます。やりたくないと思ってやるよりは、いい経験だなど
思ってやれば、大変ですけど、自分の何かの糧になるかと思えます。そう思って
やればいいんじゃないかと思えます。

(2 番) くじ運が悪いのにこういうときばかりくじ運が当たってしまうんだなと思いま
した。人の運命を左右してしまうということを自覚して取り組まなくてはならな
いんだという思いで、本当に誠意を持って裁判員の皆さんと一緒にできたことは
自分の人生にとっても良かったと思えます。また、被告人が出てきたときに、ま
たそういう罪を犯さないようにしてあげるのには、その時だけ裁判員裁判に参加
しただけでいいのだろうか、もしできることがあるならこの人たちが出てきたと
きに何かできることがないだろうか、その後、すごく思い続けています。

(3 番) 私は、裁判員制度が始まった平成 21 年当時から一度はやってみたいなという
考えを持っていたので、選ばれた時は非常に感謝しました。裁判所というのは、
イメージ的には堅いところではないかという感じを持っていましたが、実際、裁
判官もその他の職員の方も皆親切で非常に気持ちを和やかにしてくれて、やりや
すい雰囲気を作ってくれたので、負担という負担は全然感じませんでした。是非、
これから選ばれる裁判員の方は心配しないで参加していただきたいと思えます。

(4 番) 約 3 年前にガンの摘出をしており、その年の 11 月に文書が届いた時は、体が
悪くなっていたところでしたので、先生に断りの紹介書を書いてもらいました。
その後、また平成 23 年に候補者にお願ひしますときに、先生に「〇〇さんなら
できるから。」と言われて、先生の言うことを聞いてこういう経験ができて、す
ごく良かったと思えました。裁判員に選ばれたら断らないでやった方がいいと思
います。私も 1 回本当に死にそうになったんですけど、こうやって元気になって

こういう経験をして本当に良かったと思います。やっぱり経験というのが一番いいことだと思います。

(5番) 私も、身の回りの人たちにそういう話があったときには、積極的に参加させていただいた方がいいんじゃないのとアドバイスできるんじゃないかと思っています。裁判所というとても怖いところのような、何かしたときじゃないと足を運ばないような場所とずっと思っていたものですから、初日もそうですし、すごく緊張してはいましたが、職員の方々や裁判官の皆さんがとっても親切に、目線を私の目線くらいまで無理に下げてください、分かりやすくいろいろと話しかけてくださったことにすごく感謝しています。どうもありがとうございました。

7 法曹三者コメント

(司会) 最後に裁判員経験者のお話を聞きまして、どのような感想を持たれたか法律家からコメントをお願いします。

(検察官) 福島地方検察庁の検事の澤井と申します。本日は貴重な御意見を聞かせていただきまして大変ありがとうございました。私自身は5番の方が携わられた強姦致傷事件の審理を担当したことがありました。実際に法廷では冒頭陳述をさせていただいたり、証拠の内容朗読する場面で裁判員の皆様方に視線を向けながら、なるべく読むような形をとっていました。その中で、中には視線を合わせていただける方とか、視線を合わせつつ深く頷いていただける方とか、あるいは視線を合わせてはいただけませんが、一生懸命メモを取ってくださっている方とか様々な反応を見せていただいて、私自身はどこまで裁判員の皆様はこちらの伝えたいことが伝わっているのかというようなところが半信半疑悩みながら実際の法廷の方に参加させていただいたところだったのですが、本日、皆様方から説明の仕方とか書類の説明の仕方等について、概ね分かりやすいというような御意見を賜りまして大変感謝しています。これまでも充実した裁判員裁判を進めるために検察庁としましては、分かりやすいものの言い方、主張、あるいは証拠の説明の仕方というところでさせていただいておりましたが、本日、貴重な御意見を頂戴しましたので、庁の方に持ち帰りまして、今後も充実した審理がなされますように、分かりやすい主張と立証、証拠の説明等を行って参りたいと考えております。

(弁護士) 弁護士会副会長の澤井と申します。今日は本当に貴重な話を聞かせてもらいましてありがとうございます。検察官の方から話がありましたけれども、弁護士会も裁判員裁判に対する取組というものを行っておりますが、何分にも組織体としましては、個別の弁護士がまず対応するというところが、スタートでございまして、その情報を集約したりとか研修を行ったりとかそういった活動が弁護士会としてはメインになって、やはり個別の弁護士の活動が中心とならざるを得ない。そこで、弁護士個人の個性というものがより強く出てくるのは避けられないところなのかなとは思っております。今日はお話を伺わせていただいて、言いにくい部分もあったかもしれませんが、特に弁護士のやり方によって分かりにくいとか、そういったところは特にはない、例えば感情的にならないように逆に冷静に受け止めるように心掛けていらっしゃるという裁判員経験者のお話もありました。具体的に言うと冒頭陳述などでパワーポイントを使ってプレゼンテーションをした方がいいのか、それとも紙に書くことによって言葉で伝えるように努力した方がいいのか非常に悩むところがありますが、いずれの方法によるかどうかに関わりなく分かりやすいものを心掛ければそれで伝わるのかという印象を受けました。私も実際裁判員裁判をやらせていただいて、それは責任能力を争うというようななかなか難しい事件でしたが、私自身の経験からすると自分自身の質問が多分理解されてないだろうなどは感じておりました。それに多分裁判官も聞いていても理解できなかったんじゃないのかと、弁護士からの立場からすると敵性とまでは言い切れませんが、相手方の出してくる鑑定人に対して質問するところがあって、主張を崩すためにああでもない、こうでもないと考えると、かえって分かりにくくなってしまうというところも避けられない部分としてあるのかなと感じております。分かりやすくしていくためには、どうしたらいいのかなというこの弁護士の取組の一つの参考に今日させていただきたいと思いました。どうもありがとうございました。

(裁判官) 今日は貴重なお話をどうもありがとうございました。こういう状況でなかなかお話ししにくかったこともあるかと思えますけれども多くの貴重な御意見を聞かせていただきました。今日は、郡山支部の裁判官も傍聴席の方で見えていますし、本庁の裁判官も今日のお話を聞かせていただきました。いろいろこちらの方でぼんやり抱いていたイメージが段々クリアーになってきましたし、裁判官、裁判員

の皆様がいろんな意識といいますか、そういったもののギャップもあったかと思いますが、いろいろなお話を聞かせていただいて、そのギャップを埋めることもできるんじゃないかと感じております。今日、お伺いした意見を基にさらに分かりやすい利用しやすい裁判員裁判を目指して精進していきたいと思っております。今日はありがとうございました。

8 質疑応答

(司会) それでは記者の皆さんから何か質問などありましたら、お願いいたします。まず最初に幹事社の方から、代表質問をお願いします。

(民友記者) 裁判員制度というのは国民の意見を刑事裁判に反映させるという趣旨がございまして、実際に経験されてみて、御自身の意見が反映されているという制度だとお感じになったかどうかお聞きします。

(1番) 私の場合は、反映されたかという、そうでもないような気がします。例えば求刑で検察官は何年って言ってきたけども、精神的な疾患があるということで、こういう事件の場合はこういう判例があるということで、執行猶予を付けるか、実刑にするかについては、多少は煮詰めていったけれども、私の意見が反映されたかという、そういう感覚はあまりなかったように感じています。

(2番) こういう経験は初めてなので。やっぱりある程度導いてくださらなくては、私たちは判断できない部分があるので。皆さんで意見を出し合うということは、存分にさせていただいたので、その点はよかったですと思います。そしてその意見の中から裁判官の方が、いろんな事例を私たちにくださって、その中でどうでしょうかということでもた改めて、自分達の中でもって考えたり、意見を述べたりして、それでやったつもりなので、今回、私の場合は反映されたと思います。

(3番) 判決の評議とかそういう中では、かなりいろんな意見が出て、反映されたとかされないとかではなく、まず意見を出すというのが大事だと思っています。折角、意見交換をやってきて、この裁判員の方はどういう考えを持っているかというのを裁判官の方は知りたいわけですね。そういう場合、なんでもいいからやっぱり話をしてもらいたいというのが、最後の判決を決めるときの評議の場だと思うので。ただ、中には、話をしたくない人や、なかなか自分の意見を言えない人もいると思いますが、最終的にはいろんな意見を出してそれを集約するような

形で、ある一点にまとまるっていう方法なので、反映しているかしていないかと言えば、やはり自分たちの言ったことは、いくらかでも反映されているんじゃないかと思います。

(5番) 求刑があって、判例を見せていただきながら、皆さんで意見を出し合いました。それでそれを裁判長をはじめとする裁判官の方々でまとめてくださって、それなりに反映されていたと思います。納得しています。

(民友記者) 裁判員を経験されて、その後の生活の中で、こう裁判に興味を持つようになったとか、更生保護のボランティアをやってみようとか、何かこう御自身の中で変わられたようなこと、またそれを経験して、何か活動されているようなことがもしありましたら、お教えいただきたいと思います。

(2番) 裁判員を経験してみて、被告人たちのその後のことがとても心配なので、何か私にもう少し、そういう方々が二度と起こさないような、そういう活動があるのならば、参加するというか、お手伝いしたいなという気持ちはあります。

(3番) 今犯罪が非常に多くなってきているので、そういう裁判には、前よりは興味を持つようになりましたね。それと、今、私は、ボランティアで、学校のある日は毎日表に立つ子供達の見守りなんていうことをやっています。それにより、犯罪を抑制するため、いろいろ子供達が犯罪に巻き込まれないようにするために目を光らせています。また、今は、中学生ぐらいから結構犯罪が多くなっている。そういう人らが犯罪を犯さないために、やっぱり未然に防ぐNPO関係のようなものがあれば、そういうものにもあまり負担の掛からない程度で協力したいとは考えています。

(4番) 被告人も3年で出てくるそうなんですけども、やはり兄弟とか親戚の人も頼りないみたいなので、いくらかでも協力できたらなあと思っっています。

(5番) 特に生活自体が変わって、何か活動しているということはありませんが、今までは新聞の記事をさらっと見ていた事件とかを見たときに、あの評議室の場ならば、どういうふうな話合いがこの事件ではされるのだろうかと思えるようにはなりました。

(NHK) 先ほど、2番の方が、人を裁くに当たって、人の人生を左右するとか、変えるかもしれないということで、家に帰ってからも悩んだり眠れなかつたりしたと言っていました。他の方にもお伺いしたいのですが、法律の専門家でないいわゆ

る素人が人を裁くということに対して、プレッシャーに感じたこととか、悩んだりしたことがあれば教えてください。

(5番) 実際に、私が担当させていただいた事件は、月曜日から金曜日まででした。裁判が終わり、会社が休みだった土日の間、それが全然頭から離れなくて、これは普通の生活に戻れるのだろうかという恐怖みたいなものを感じて、これは困ったなと思っていました。また、裁判期間中は、被害者はもちろん、被告人の家族の方とも毎日のように顔を合わせていたので、頭から離れないというか目を閉じても顔が出てくるような状態でした。これはどうしようというふうに真剣に思いましたが、仕事に戻ると、それが徐々に薄れていったというか、普通の生活に戻っていきました。

(4番) 私は、4日通いましたが、店があるために、こう体が追い付かないというか、頭の変わり方が違うので、毎日毎日悩みました。また、明日も大丈夫かな、大丈夫かなと思っていましたが、がんばれば大丈夫だとみんなに言われて、がんばってここまで来ました。本当に良い経験になりました。

(3番) 私の場合は、もうある程度の歳というか、仕事はもう卒業し、どっちかという暇な状態でいたものですから、プレッシャーとかそういうのは一切ありませんでした。

(1番) 人を裁くというより、起こしてしまった事件の罪の、その判決を、私たちが軽くするか重くするかっていうような、そういうニュアンスで、人を裁いているという感じはなかったような感じなんです。事件に対して、意識して起こしたやつじゃなく、ちょっとした力の加減で、結果的に死なせてしまったという。これがもっとドロドロした事件だったら、人を裁くのはもっと難しい感覚で裁判員制度に立ち向かったのかなと。ですから、たまたま自分がこの事件で、人を裁いているという感じがちょっと薄れていた感じがします。

(河北新報) 2番の方にお聞きしたいのですが、選任手続のときに、一度断ったとおっしゃったと思うんですけども、どういったやりとりがあったのかを教えてくださいたいと思います。

(2番) その当時、私の体調が悪く、裁判をやっているときにすごく咳が出てしまうので、迷惑をかけるのでお断りした状況です。

(河北新報) それは、くじとか引く前するときということですか。

(2番) はい、そうです。

(朝日新聞) 皆さん、法廷で被告人を目の前にして、質問された方もいらっしやっただと思いますが、顔を合わせていて、その後の生活の中で、また何か身の危険とか、これからどうなるだろうと恐怖を感じることはありますか。

(1番) 私の場合は、ちょうど地震の後でしたので、本来だと郡山でやる事件でしたが、郡山の裁判所が地震で使えないということで、こちらの裁判所になりました。私の場合、離れた地域の事件だったので、面識がある人は誰もいなかったもので、恐怖とか危険とか、そういうのはありませんでした。

(2番) 私の場合も、震災のために、郡山で裁判するはずだったものが福島で行うことになりました。被告人は、いわきの人で、家族の方も裁判所に来て、何日も目の前にいましたが裁判が終われば、この人たちと会うことはないだろうし、あとあと影響もないだろうと思いながら、終わりました。これがもし地域の方の裁判だったら、負担はかかると思います。

(3番) 約半年経ちますが、私は被告人の顔は覚えています。しかし、被告人は、私たち裁判員の顔は、覚える余裕はなかったのではと逆に思います。あとこれから約3年違うところで暮らす訳ですから、そういう恐怖感とかは、まず、感じたことはないですね。

(4番) 私の場合は、地元の事件だったので、正面に知っている人が何人もいたので、やはり今でも恐怖感があります。

(5番) 私の場合は、恐怖感は全くありません。ただ、先ほども申し上げたとおり、毎日のように会っていたので、顔を忘れるっていうことは、きっとないと思います。時々思い出して、被害者の人は今どうしているのかな、被告人も服役されているのかなと思うことはあります。その後、判決のとおりだとしたら、何年か後には出て来て、普通の生活ができるのかなという、思い入れというのも変ですけど、そういう気持ちでおります。

9 終了

(司会) それではこれで裁判員経験者の意見交換会を終了します。経験者の皆様には貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。法曹三者の皆様には、大変お疲れ様でございました。